

飯山市文化財保存活用地域計画（案）の概要について

～四季の移ろいとともにある歴史文化に学び、親しむ 心豊かな里山「いいやま」～

1 計画の背景と目的

飯山市には、祭りや建造物など 94 件の指定等文化財があり、未指定の貴重な文化財も数多くあります。しかし現在、人口減少や担い手不足により、これらを次の世代へ継承することが大きな課題となっています。本計画は、文化財を「守る」だけでなく、観光や教育に「活かす」ことで、地域の活力を生み出すことを目的としています。

本計画は、文化財保護法第 183 条の 3 において「文化財保存活用地域計画」として規定されている法定計画であり、「長野県文化財保存活用大綱」を勘案し、「飯山市第 6 次総合計画」および「第 3 次教育大綱」で示された飯山市の将来像と行政の方向性を踏まえて作成する、本市の文化財の保存と活用の基本計画です。

2 計画における文化財の定義

この計画における「文化財」とは、文化財保護法第 2 条に規定される指定等・未指定文化財、埋蔵文化財及び文化財の保存技術も対象としています。また、スキーや雪を活かした文化、伝統野菜など、文化財として捉えづらいものも、地域にとって重要であり、次世代に継承していくべきと考えられる文化的所産についても「文化財」として定義します。

3 計画の基本的な方向性

① 文化財を守る ～里山の風土が育んだ歴史・文化の調査・保存～

飯山の厳しい自然や四季の移ろいの中で受け継がれてきた、文化財を地域の宝として守っていきます。所有者や地域住民と連携し、適切な修復や防災対策を講じることで、里山の景観とともに貴重な歴史的財産を後世に引き継ぐ基盤を固めます。

② 文化財をつなぐ ～世代を超え、多様な主体で支える継承の仕組みづくり～

無形の民俗文化財や伝統工芸など、暮らしと繋がる文化を次世代へとつなぎます。担い手不足の解消に向けた取り組みや、文化財のデジタル化による発信、さらには観光や産業と連携した活用を推進することで、交流人口、関係人口の増加により、文化財を支え続ける循環を生み出します。

③ 文化財を学ぶ ～歴史文化への理解を深め、郷土への誇りと愛着を育む～

子どもから大人まで、身近な歴史に触れ、学ぶ機会を創出します。学校教育や生涯学習で「ふるさと学習」をすすめ、体験的に学習することで、市民一人ひとりが地域の価値を再発見し、心豊かな暮らしを実感できる「郷土愛」を育みます。

④ 文化財の保存を支える拠点づくり

～歴史文化が響き合い、交流と活力が生まれる場づくり～

飯山市ふるさと館を単なる保存の場ではなく、市民や来訪者が集い、交流する「文化財の発信拠点」として整備します。歴史文化を軸とした地域の活性化や賑わいの創出を図ります。

4 計画の方針と取り組み

基本方針1 文化財を守る取り組み ～把握・防災・防犯～

文化財の把握と研究、文化財ハザードマップ作成、文化財パトロール

基本方針2 文化財を未来につなぐ ～保存・継承～

必要に応じた個別の文化財保存活用計画作成、計画的な文化財の修理・修復、「小菅の里・小菅山」文化財の保存活用、希少動物・植物の保護、文化財のデータベース化

基本方針3 歴史文化を学び、楽しむ ～活用・連携～

児童生徒向け副読本の作成、出前講座の実施、飯山ふるさと検定の実施、文化財講座の開催、SNSを活用した広報活動、文化財案内人育成と協力、「市民学芸員」の活用、古文書講座の開催、文化財所有者との連携

基本方針4 心豊かな「いいやま」を目指して ～文化財の保存を支える拠点づくり～

文化財資料の保管、飯山市ふるさと館の活用・整備、文化財の保管場所の整備

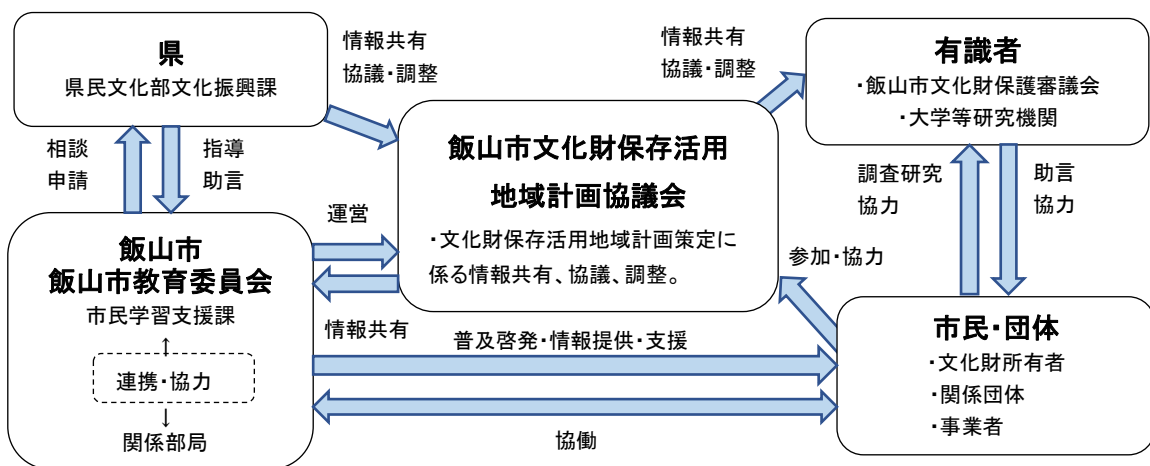
5 計画期間

本計画の期間は、令和9年度（2027年度）から令和18年度（2036年度）までの10か年を計画期間とします。

6 推進体制

文化財を地域全体で支えるため、行政・市民・文化財所有者・有識者・関係団体等・事業者の多様な意見を幅広く反映し、定期的な進捗管理と情報共有を行うことで、地域に根ざした実効性の高い計画運営に努めます。

飯山市文化財保存活用地域計画推進体制



7 今年度のスケジュール

時期	内容
6月17日～7月16日	パブリックコメント実施
6月24日～7月22日	飯山市文化財保存活用地域計画協議会及び文化財保護審議会において意見聴取
8月下旬	本計画完成
12月	文化庁認定予定